

○中島謙二議員 自民党議員連盟の中島謙二であります。余り時間がありませんので、早速ですが質問を始めたいと思います。知事を初め関係部長の御答弁をよろしく願いをいたします。

まず初めに、周産期医療体制についてであります。

周産期医療とは、妊娠22週から出産後7日未満までの期間における母体・胎児や新生児の生命にかかわるさまざまな事態に対応できるよう、産婦人科、小児科医師を中心に一貫した総合的な医療の提供を行うものであり、その体制を確保することは、地域社会を持続させるために不可欠なものであります。

この日本の周産期医療の水準は、世界でもトップクラスだと言われております。その水準は、産科医を中心とする医療スタッフの献身的な努力によって支えられてきたものであります。しかし、医療には最善を尽くして診療に当たったとしても、ある一定の頻度で不幸な結果となる可能性があります。

周産期医療のみならず、医師が日常的に行っている医療行為には、常に不測の事態の発生する可能性をはらんでいるということを患者さんや家族の皆さんが理解した上で病氣に向かい合い、医療機関として接していただく必要があるのではないかと考えております。

また、医師たちは厳しい勤務環境の中で、患者の命を救うという使命感に支えられながら必死で頑張っておられます。意欲の減退や喪失を契機として、医師等の医療スタッフが現場を離れたたりすることのないよう、地域で医師や医療機関を支える取り組みが必要であります。そのことにより、結局は医療の受益者である地域の人々の利益につながるものと考えております。

しかし、現状では、特に益田圏域においては、昨年9月に益田市内の産婦人科医院が分娩を取りやめ、益田赤十字病院が唯一のお産ができる医療機関になっています。その影響もあり、益田赤十字病院では分娩数が多くなり、現在の産科医師数では対応できなくなったため、昨年11月からやむを得ず里帰り分娩を受け入れないこととなっております。このような状況は益田圏域のみならず、他の圏域でも里帰り分娩を受け入れないなどの分娩制限をしている病院があると聞いております。さらに、益田赤十字病院では、ことしの夏に産科の3名の医師のうち1名が退職し、2名体制となる可能性がある」と報道さ

れております。

このように、益田圏域においては周産期医療体制が厳しい状況にありますが、周産期医療体制の県内の状況をお知らせいただくとともに、地域のお産を守るため、県として取り組みが必要だと考えますが、対応策を伺います。

また、産婦人科の開業医と病院が連携して、妊婦健診や分娩を行っている地域があると聞いていますが、病院の産科医の負担を軽減するためにこのような取り組みを行っていく必要があるのではないかと考えますが、県内における現状と県としてどのようにお考えなのか、伺います。

次に、島根県内の派遣労働者の解雇の現状についてであります。

昨年11月からの金融危機を発端とする世界同時不況で、自動車メーカーや家電メーカーによる派遣社員の大規模な契約打ち切りとそれに伴う解雇が生じております。年末年始には、東京日比谷公園で契約の途中解除などで仕事と住居を失った派遣や期間労働者など、非正規労働者を支援する年越し派遣村が開催され、約500人の労働者が住居と食などの支援を求め殺到するなど、社会問題となっております。

先日、製造派遣・請負会社の業界団体などによる試算では、全国におよそ100万人いる製造業の派遣・請負労働者は、ことし3月までに40万人が失業するという数字が出されております。

このような職を失う非正規労働者が急増する中、先般島根県においても緊急雇用対策として、雇いどめ等により、離職を余儀なくされた方を対象とする臨時職員の募集や総合的な就職支援として、就職先の確保や企業・福祉現場などの人材確保を目的とした緊急合同就職面接会を開催されるなど、迅速な雇用対策が実施されているところであります。

しかし、この派遣労働者解雇については、契約企業と直接の雇用契約を結んでいない派遣社員の場合、直接の雇用関係にある期間工に比べて不安定な雇用条件に置かれている現実があります。

期間満了後の契約終了だけでなく、満了以前の契約切りも横行していると聞いております。不況を理由にするとはいえ、切られた労働者のその後の生活を考えない横暴な手段について、人権問題の観点や企業のモラルから問題視する声も多いのは事実であります。

満了以前の契約切りは、労働基準法にも抵触する

ものと考えられること及び先ほど述べましたように、大きな社会問題になっていることから、あえて本会議において一度伺いたいと思いますが、島根県内における派遣労働者の期間満了及び中途解除による雇用調整はどのような状況なのか、また厚生労働省から派遣労働者の雇用の安定を図るためにも、派遣契約の安易な中途解除は行わない旨の通達が出されたこともあり、解雇撤回する会社もありますが、県内において解雇撤回された実態があるのかお聞かせください。

また、このような一方的な解雇を行う会社に対して、国においてどのような指導が行われているのかお聞かせください。

次に、C型肝炎ウイルス性肝炎についてであります。

私は、県民の方々からのアイデアや夢のある御提案や御意見を伺う「県民ホットライン（知事への提案）」をよくチェックしておりますけれども、このシステムは今県民の方が何に関心を持ち、行政に何を求められておられるのか知ることができるよいシステムであると思っております。

その中で、最近気にかかったのがC型肝炎患者に対する就職支援と高額な治療費の助成を求める提案であります。

我が国のC型肝炎ウイルス持続感染者は、150万人以上存在すると推定されていますが、肝臓は「沈黙の臓器」と呼ばれているように、自覚症状が出ないことが多いことから、自分自身が感染していることを自覚していない感染者が多く、近年の知見によると、長期間の経過の後に肝硬変や肝がんを引き起こすことが指摘されております。

このC型肝炎ウイルスは、B型肝炎ウイルスと同様に、主として感染している人の血液が他の人の血液に入ることによって感染する血清肝炎と呼ばれるもので、空気感染や経口感染することはありません。

現在、我が国の感染者の多くは、C型肝炎ウイルスが発見される前の輸血や血液製剤あるいは注射針が使い捨てになる前の注射針の使い回しなどで感染したものと考えられております。現在では、このような原因で新たに感染することはほとんどありませんが、問題になるのは入れ墨やピアスの穴あけや覚せい剤などの回し打ち、あるいは不衛生な状態での針治療などです。また、性交渉による感染や母から子への母子感染はごくまれとされています。このように常識的な社会生活を心がけていれば、日

常生活の場でC型肝炎ウイルスに感染することはほとんどないものと考えられております。

さて、皆様も御存じのとおり、社会問題となりました血液製剤フィブリノゲンを投与され、C型肝炎ウイルスに感染したとして、患者が国と製薬会社を相手取り、全国各地で訴訟が起きております。

先日、県内の患者7人が損害賠償を求めた訴訟では、3人について地裁で国と和解が成立いたしました。3人は、県内の50代から70代の女性で、出産時に止血剤としてフィブリノゲンを投与されるなどして肝硬変あるいは慢性肝炎と診断されたものであります。

この薬害訴訟で和解した県内の原告の一人は、「患者は症状に気づかずに怠けていると勘違いされたり、感染すると思われたりする。一日も早い患者を支援する包括的な法律の制定を国に望みたい」とコメントしております。常識的な注意事項を守っていれば日常生活で感染することはないわけですが、このコメントから、一般にC型肝炎に対する認識が不足しているのではないかと感じております。

一方、感染時期が明確でないことや自覚症状がないことが多いため、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人が気づかぬうちに肝硬変や肝がんへ移行する感染者が多く存在することも問題となっております。

C型肝炎に対する正しい知識を身につけることによって、感染者に対する偏見の除去や早期発見、早期治療にもつながっていくものと考えますが、県では地域や職場における正しい知識の普及、周知にどのような取り組みを行っておられるのか知事に伺います。

C型肝炎の治療には、インターフェロンが奏功すればウイルスを除去し、肝硬変や肝がんに進むことを防ぐことができますが、医療費が高額なため、早期治療の妨げになっておりました。このため、昨年4月からインターフェロン治療に対する医療費助成を行うことになり、患者の自己負担が軽減されることとなりましたが、この助成の概要についてお聞かせください。

また、昨年4月から12月までの速報値で、医療費助成の利用者は島根県で対象者782人に対して利用者が338人、鳥取県が500人に対して232人で、山陰両県での利用は想定の6割弱と聞いております。多

くの患者が安心して治療が受けられるよう、この利用を推進することが重要と考えますが、この利用が進んでない現状をどのようにとらえ、今後どのように周知を図っていかれるのか伺います。

次に、中山間地域の交通手段の確保についてであります。

昨年9月議会において、構造改革特区制度による中山間地域の交通対策について伺いをいたしました。

島根県の過疎地域及び中山間地域では、民間のバス事業者の撤退や市町村財政の悪化に伴う代替バスの減少により、自家用車などの自前の交通手段を持たない高齢者等への対策が急務となっております。このため、県においては自治会などが有償輸送サービスなどを担えるよう国に構造改革特区のアイデア提案をされたことについて、この提案の具体的な内容や実現に向けての問題点及び今後の見通しなどについてお聞きいたしました。

その際の答弁では、国に対して構造改革特区制度によるアイデア提案をしたが、現行の道路運送法では、自治体等が料金を徴収して輸送活動を行うことを認めていないことや自治会等では、安全運行の管理体制が十分でないことなどの理由から、実現は極めて厳しい状況であるとのことでありました。

また、今後県では、自治会が会員制により、道路運送法の適用を受けない事業として、輸送活動を行っている他県の事例などを参考にしながら市町村とともに地域の実情に対応した新たな仕組みづくりについて検討するとのことでありました。

しかし、私は島根県のような中山間地域における高齢者等の交通手段を確実に確保するためには、やはり現行の道路運送法の改正を行い、柔軟な対応を行うことが必要と考えておりますが、現実には現行の道路運送法の改正についてはなかなか困難な状況であります。

このような状況においては、公共交通機関がなく、病院や公共施設などへの利便性が悪い中山間地域において、その地域で生活していく上で、住民が抱える切実な問題である交通手段の確保について、道路運送法の適用を受けない対応を一刻も早く行うべきと考えますが、その後の県の取り組み状況と今後の展開についてお聞かせください。

次に、新型インフルエンザ対策についてであります。

厚生労働省は、抗インフルエンザ薬タミフルが効かない耐性ウイルスが日本全国に拡大していると発表しております。それによりますと、流行しているインフルエンザのうち、2番目に多いAソ連型ウイルスで治療薬タミフルが効かない耐性ウイルスが97%を占め、インフルエンザ全体では3分の1強に当たるとのことです。この急増の原因は不明のようではありますが、世界的にも問題になっており、この耐性は2007年11月以降、ヨーロッパなどで報告が相次ぎ、各地に広がっております。ヨーロッパでは、インフルエンザ治療にタミフルをほとんど使わないとされ、薬の使用と関係なくウイルス遺伝子が突然変異し、耐性になったとの見方が強いと言われております。

島根県でも、このAソ連型ウイルス6株を検査したところ、すべて治療薬タミフルが効かない耐性ウイルスであったとの発表がありました。しかし、別の治療薬であるリレンザは有効で、そのワクチン効果は問題ないとのことですが、吸入薬であり、幼児には投与が難しいと言われております。

いずれにしましても、やはり日ごろからの個人や家庭レベルでの感染予防に努めることが重要であり、現在心配されている新型インフルエンザ対策にも当然必要なことでもあります。

現在、島根県では、新型インフルエンザウイルスの発生に備え、島根県新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、対応策や役割分担を決め、地域の実情に応じた予防対策に取り組まれております。

新型インフルエンザの発生時の対応に必要な医療従事者用の個人防護服や予防薬の購入などが進められる一方、地区ごとに新型インフルエンザ対策推進会議を設置されるなど、その対策の推進と関係機関との連携も図られているところであります。

しかし、先ほど申し上げましたように、何よりもまず感染しないよう日常における個人の予防や家庭での予防対策が重要と考えますが、どのようなことに注意し、どのようなことに心がけなければならないのか伺います。

また、パンデミックが起こった場合の家庭における食糧や日用品の備蓄や病院が満員になり、自宅療養しなければならない場合の対処方法についてどのように考えているのか伺います。

あわせて、個人や家庭における予防対策やパンデミックが起こった場合の家庭での準備の必要性につ

いて、県民の意識を高める周知活動が必要であると考えますが、現在どのような周知が行われ、県民の意識についてどう判断されているのか、また今後どのような対策をされるのか伺います。

最後に、経済対策について伺います。

国においては厳しい経済状況の中、生活者の暮らしの不安を取り除くとともに、雇用を守るという喫緊の課題に迅速に対応するため、政府が掲げる2011年度のプライマリーバランスの黒字化目標達成年度の先送りを行って第2次補正予算——平成21年度当初予算を打ち出しております。

一方、県においても、今回県経済と県民生活を守るため、平成20年度2月補正予算と平成21年度当初予算を合わせて207億円の経済対策を計上し、公共事業を初めとするインフラ整備の追加や中小企業に対する経営改善支援などの緊急経済対策を行い、今後3年間で2,600人の雇用を創出するという切れ目のない景気雇用対策を実施することとされたところであります。

現在、県の財政状況は、財政健全化基本方針に即してぎりぎりのところで運営されているものと認識しておりますが、このような状況において、今回緊急な経済対策を打ち出すことができたのは、昨年末の国の予算編成や地方財政政策で地域活性化・生活対策臨時交付金や地方交付税の増額など、地方に対する国の支援が強化されたためと考えております。

しかし、こうした経済対策を講じて、なお景気の先行きに対する懸念があるため、国においては景気のさらなる悪化などの経済情勢に対し、迅速な対応を機動的かつ弾力的に行えるよう、平成21年度予算に経済緊急対応予備費を新設させております。

さらに、政府・与党では、昨年10月から12月期の国内総生産が前期比12.7%もの減少で急速な悪化が続き、厳しい状況にあることから、この景気悪化に歯どめをかけるため、平成21年度補正予算として20兆円前後の大規模な追加経済対策を打ち出す方針も示されております。

また、県では急激に悪化しつつある企業経営の実態を把握するため、県内の事業者を対象に緊急に企業調査が行われております。その結果、自動車関連製造業、電子部品関連製造業や建設業において、今期の売上高が前期比で10%から30%の減少が見込まれる企業数がそれぞれ4割を占めるなど、今後も厳しい状況が続くものと予想されております。

このような状況において、県としても来年度追加の経済対策が必要となることが想定されますが、財政健全化基本方針による改革を進める中であって、どのように対応していかれるお考えなのか、伺います。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（多久和忠雄） 溝口知事。

〔溝口知事登壇〕

○知事（溝口善兵衛） 中島議員の御質問に対しまして、私からはC型肝炎の正しい知識の普及、それから経済対策の関連についてお答え申し上げます。

まず、C型肝炎対策における正しい知識の普及、周知が必要だと、県のホームページにあります県民ホットラインのやりとりの中でそういうふうにお感じになったということでございます。

御指摘のように、C型肝炎は感染症の一つでありますけれども、日常生活の中で感染することはほとんどないわけでございます。そうした肝炎に関する正しい知識を持つことによりまして、就職等におきまして問題が生じないようにするとか、これは県の役割でございます。また、正しい知識を持つことによりまして、感染を予防するということが大事なことでございます。

それから、肝炎対策としての医療費の助成も行われるとということについて問い合わせがホームページにもあったわけございまして、そういう点からもそういう広報をさらに強化をしていかなければならないと考えております。

医療費の関係、肝炎対策としての医療費助成につきましては、平成19年12月から保健所で肝炎検査の無料化をしておる、それから20年4月からインターフェロンの医療費助成を行っておるわけでございます。

こうした対応につきましては、県のホームページ、市町村広報を活用して周知に努めてまいりますけれども、今後はそうした取り組みに加えまして、ポスターでありますとか、パンフレットでありますとか、そういうものを通じて、さらに積極的に啓発に努めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、現在の景気情勢に関連して、今後今年度の補正予算、それから来年度の当初予算に対しましては、国の経済対策も踏まえ、それから県の対策も加

えまして一定の対策がとられたけども、この先、さらに景気の情勢が悪くなるとき、国のこの対策そのものが続くのかどうか、そういう中で県はどういうふうに対応するかという質問でございます。

私は、こうした厳しい状況がある程度続く可能性があるわけでございますし、国もそういう認識でありまして、御指摘のように来年度当初予算の中に1兆円の経済対策を想定した予備費というのも計上してるわけでございますし、政府・与党の中におきましても、必要に応じ、必要な対策をとっていくという方針を示されておるわけでございます。

私ども同じでございます。国に対しまして地方における実情等を強く訴える、それによりまして経済対策につきまして、地方に配慮した対策を引き続きとっていただくようお願いをするということでございますし、そういう努力をこれからもさらに続けていくということでございます。

いずれにしても、私どもは経済情勢、雇用情勢等をよくウオッチをいたしまして、必要な対策が迅速にとれるように今後とも弾力的、柔軟な経済財政運営に全力を挙げて努めていきたいと考えているところであります。

○副議長（多久和忠雄） 三宅地域振興部長。

〔三宅地域振興部長登壇〕

○地域振興部長（三宅克正） 中山間地域における交通手段の確保についてお答えを申し上げます。

中山間地域におきまして、高齢者等の交通手段の確保は緊急かつ重要な課題でありまして、私どもこれに対して全力で取り組んでまいりました。このため、昨年秋以降、市町村の方々とともに住民主体の新たな輸送活動の仕組みについて検討を進めてまいりました。

その検討のポイントはどこにあったかといいますと、それは都市部に比べればまだまだ色濃く残っているコミュニティーの連帯の力、あるいは互助の精神、そういったものをこの活動の中に生かせないかということでございました。そうして、その結果として自治会等輸送活動支援モデル事業、いささか長い名称でございますけれども、こういうものを来年度の新規事業として創設することにいたしました。

新しい制度は、地域に身近な自治会等の組織が市町村と話し合い、みずからの活動の一環として会員の輸送活動に取り組むものでございます。会員がボランティアとして運転をし、利用者はガソリン代程

度の実費を負担する仕組みとしております。

活動の開始に当たり、その自治体等が車両が必要な場合には、市町村がこれを購入をして無償貸し付けを行い、県はその経費の一部を助成することとしております。来年度は5カ所程度でモデル事業としてこの事業を実施していきたいと考えております。

事業の概要は以上のとおりでございますが、この事業は複数の自治会が協働して事業を実施することも想定しております。隣り合う自治会同士が助け合いながらこの事業を実施していくことで、集落再編、こういった大きな課題への扉が開かれることを期待しております。

また、私は現在過疎地で起こっていることは必ず近い将来都市部においても起こってくるであろうというぐあいに考えております。現に、都市近郊の高台の団地では、昭和30年代、40年代に開発された団地では、高齢者の日常的な輸送の問題が現在大きな課題となっております。

こうした意味におきましても、県議の諸先生はもとより、国、それから地域の交通事業者の方々、そして県民の皆様、この事業を新しい取り組みを温かく見守っていただき、応援をしていただきますようによろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○副議長（多久和忠雄） 山根健康福祉部長。

〔山根健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（山根成二） 私からは、大別3点の御質問についてお答えを申し上げます。

まず、周産期医療体制についてでございます。

分娩を取り扱う医療機関はでございますが、これは産科医師の不足などによりまして、この5年間に33カ所から21カ所に減少しております。特に県西部におきましては、10カ所から5カ所と半減している状況でございます。大変厳しい状況だというふうに思っております。

このような中で、地域で安心してお産ができる環境を整備するためには、まずは産科医師の処遇改善あるいは負担軽減を図りまして、医師確保に努めていく必要があると考えております。

このため、来年度から分娩手当の助成ですとか、若手産科医師を対象とする研修会の開催、助産師外来や院内助産所の開設を促進するための研修など、さまざまな取り組みを新たに行ってまいります。しかしながら、産科医師の高齢化という現状もござい

ますので、高齢化や若手医師の減少などによりまして、このままいきますと今後さらに状況が深刻化することも想定されるわけでございます。

こうした中で、地域のお産を守っていくためには、限られた人材をどう有効に活用していくのか、そういったことについて病院など関係者と協議を図ってまいりたいと、かように考えております。

次に、開業医と病院の連携についてでございますが、妊婦健診は診療所で分娩は病院で行うという、いわゆるセミオープンシステムと呼ばれているシステムでございますが、これにつきましては、現在のところ大田、浜田、益田の圏域で始まっているというふうに認識しております。

このような取り組みは、産科医師が不足している状況におきましては有効な方策の一つでもございますので、県といたしましても県民の皆様の御理解と御協力のもとにこうした連携の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、肝炎治療医療費助成についてでございます。

この制度は、インターフェロン治療を行っている患者さんの医療費を助成いたしまして、治療を受けやすくすることにより、肝硬変や肝がんを予防することをその目的といたしまして、今年度から都道府県が、県が実施主体となって開催しております。

助成内容は、インターフェロンに係ります患者負担額につきまして、本人さんの所得に応じまして月額1万円、3万円、5万円まで軽減するものでございます。助成の対象期間は原則1年間ということになっております。

なお、来年度からはウイルス量の多い患者さんのうちで治療延長によって効果が上がると判断される患者さんに対しまして、1年間に加えまして、さらに半年間の助成対象期間の延長を認めるなど、改善が検討されているというふうに認識しております。

次に、肝炎治療医療費助成の受給者数と制度の周知についてでございます。

本県におけるこの制度の受給者の状況でございますが、当初国が推計いたしました県の受給見込みの約4割強となっております。国全体で見ましても、昨年8月の時点でございますが、2割強という状況でございます。

この原因はいろいろさまざまなのが考えられるというふうに思いますが、制度がまだ十分に周知さ

れてない、知られてないということにもその原因があるというふうに考えております。このため、これまでも制度周知を図ってきたところでございましたが、先ほど知事からお答えしましたとおり、今後もあらゆる機会をとらえまして、さらなる周知に努めてまいりたいと、かように考えております。

次に、新型インフルエンザについての日常における予防対策についての御質問ございました。

この対策につきましては、基本的には通常のインフルエンザと同様の対策が必要であろうというふうに思います。具体的に申し上げますと、まずは栄養のある食事や十分な睡眠をとるといった規則正しい生活、それから外出後の手洗いやうがい、あるいは外出時のマスクの着用やできるだけ人込みに入らないという感染の経路を断つということで、人込みを避けるなどのことが重要であろうというふうに思っております。

次に、大流行期に備えました食糧、日用品の備蓄及び自宅療養についてでございます。

大流行した場合には、食料品、生活必需品等の流通に影響が出ることが考えられます。したがって、発病から治癒するまでの期間、最低でも2週間程度、そういった食料品とか生活必需品を備蓄しておくことが必要であろうというふうに考えております。

備蓄品といたしましては、米、缶詰、ペットボトルなど、長期に保存が可能な食料品ですとか、日用品、医療品といたしましてはマスク、消毒薬、常備薬等が考えられるのではないかとこのように思います。

また、自宅で療養される場合の留意事項でございますが、感染防止の観点からいたしますと、患者さんはできるだけ個室で療養していただく、それから室内の換気や手洗い、消毒を徹底すること、それから患者さんはもとよりでございますが、御家族の方もマスクを着用されると、そういったことが必要だろうというふうに考えております。

次に、県民の皆さんへの周知等についてであります。

新型インフルエンザにつきましては、まずは県民の皆様が正しい知識を持って予防対策や対応をしていただくことが御指摘のとおり大変重要でございます。このため、これまでホームページの掲載や「フォトしまね」あるいは「考える県政」での広報、パ

ンフレット、これは5種類を2万5,000部ほどつくっておりますが、その配布を行うとともに、本年1月にはテレビでも新型インフルエンザ啓発番組を放映し、啓発をしてきたところでございます。

また、これまで県民の方々はもとより、施設、医療機関、企業、市町村などの方々に対しまして100回を超える説明会等を開催いたしまして、5,500名の方々に聴講をいただいたということでございます。その他学校関係では、12回にわたり約500名の教員等に対しまして説明会を開催されております。

こうした取り組みによりまして、新型インフルエンザ対策につきましては、徐々にではございますが、県民の関心が少しずつ高まってきてると認識しております。今後とも積極的に広報を行いますとともに、保健所を中心に市町村や教育委員会などと十分連携をいたしまして、県民の方々を対象とした講座等を開催いたしまして、啓発に努めてまいる考えでございます。以上でございます。

○副議長（多久和忠雄） 山根商工労働部長。

〔山根商工労働部長登壇〕

○商工労働部長（山根泉） 派遣労働者などの雇用実態等に関する御質問にお答えをいたします。

まず、県内の雇用情勢の状況でございますが、派遣労働者や、あるいは請負労働者、期間工、臨時パート、こういった非正規労働者の雇用調整の状況でございます。

国の調査によりますと、昨年の10月からことしの3月まで、したがって雇用調整を受けた方、あるいはこれから受けようとする方、予定数も入りますが、最新の情報では34事業所、1,588名ということになっております。このうち、派遣労働者は25事業所、740名でございまして、全体の46%を占めてるということでございます。さらに、この740人のうちで派遣会社等、労働者自身が労働契約を結ぶわけですが、その労働契約の期間満了によるもの、いわゆる雇いどめと言ってるものでございますが、これが418名でございます。それから、労働契約の中途解除、いわゆる解雇でございまして、これが215名という状況でございます。

解雇の撤回をした事例がないかということでございますが、国に確認をいたしましたところ、そのような事例は島根県の中にはないというふうになってるところでございます。

続きまして、一方的な解雇を行う会社に対します

国の指導でございます。

解雇は、当然のことながら正当な理由、客観的かつ合理的な理由がなければならぬわけでございますが、やむを得ず解雇を行う場合には、労働基準法に基づきまして、解雇予告あるいはそれにかわる解雇予告手当等の支給がなされなければならないわけでございます。

国では、そうした法律を受けまして、派遣契約の期間満了や中途解除があるような場合、そういった報告がある場合には、その個々の事案について検討をいたしまして、必要に応じて派遣先の事業所あるいは派遣元の事業所、こういったところへ調査あるいは助言、啓発、指導、あるいは法律に違反するような事例があれば是正指導を行うということになっております。以上でございます。